

## 本市におけるいじめ対策について

近年、情報技術の進展等、急激な社会変化の中で、SNS内でのいじめの増加など、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな課題となっている。

いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るもので、いじめは「人権侵害」であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすため、人として決して許される行為ではありません。これらのことを児童生徒が十分に理解し、児童生徒をいじめに向かわせず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、学校・教育委員会はもとより、家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組まなければなりません。

### 1 いじめの現状について ※参考資料 1 参照

#### (1)いじめの認知件数

2023 (R5) 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、小中学校（公立）における認知件数は、全国で約 70 万件、兵庫県で約 33,000 件、本市で 1,260 件（小 990 件、中 270 件）、割合にして 1,000 人あたり 50.9 件となっている。

#### (2)認知件数増加の背景

令和 3 年度以降、いじめの認知件数は、約 1,000 件を超えており、小・中学校ともに大幅に増加している。このことについては、教職員一人ひとりが積極的認知に努め、問題を軽視することなく、軽微なもの（ごく初期段階のいじめ・好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合等）であっても積極的に認知し、迅速且つ丁寧に対応してきた結果であると考えられる。

### 2 学校でのいじめが発生した場合の対応について ※参考資料 1 参照

#### (1)いじめた児童生徒（加害側）への対応

#### (2)いじめを受けた児童生徒（被害側）への対応

#### (3)周囲の児童生徒（観衆・傍観者側）への対応

#### (4)ネットいじめの認知件数と現状

#### (5)ネットいじめをはじめとしたトラブル防止に向けた取組<ネット見守り活動>

### 3 いじめ問題の啓発について ※参考資料 1 参照

#### (1)就学前児童へのいじめ問題の啓発

#### (2)いじめに係る児童生徒の自主的な活動の推進

### 4 いじめに関する相談窓口について ※参考資料 1 参照

教育委員会としましては、教育相談員、専門相談員、精神科医のドクターを配置し、青少年の非行や問題行動、いじめ問題や不登校などに関する悩みを、電話や来所による相談ができる相談体制（いわゆる相談窓口）を設け、相談者に寄り添った対応を行っている。

### 5 いじめ対策における課題について

- ・小学校においては、チームでいじめに対応するための生徒指導体制が確立できていない。児童支援加配教員の配置等が望まれる。また教職員の欠員により、児童生徒を見守る目が少なく、集団、個人に対するきめ細やかな指導が十分にできなかつたり、問題を察知することが遅れたりしている。配置教職員定数を満たすとともに、居場所サポーターや地域の支援の輪を広げることが望まれる。**※特に小学校においては、教職員への研修の充実が急務である。**
- ・加害不明のいじめの対応において、保護者が加害児童生徒を特定するよう要求してくるが、学校現場においては、捜査権がなく対応が困難である。また加害児童生徒に制裁を加えることのみ固執している事案も散見され、学校の教育的指導に対して納得を示さないケースも年々増加しているため、関係機関や専門職の更なるサポートが必要になっている。